## 第18回带広市農業委員会議事録

平成29年11月28日、第18回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

- 1. 開催時間 午後1時30分(開会)~午後2時45分(閉会)
- 2. 出席者 別紙のとおり
- 3. 審議案件

番	号	件    名		
報告	第1号	農業委員会事務について		
	第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について		
	第3号	農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について		
	第4号	市街化区域内の農地法第4条に係る農地転用届出について		
	第5号	農地等賃貸借の解約等の通知について		
	第6号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について		
議案	第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について		
	第2号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について		
	第3号	農地の転用許可申請に対する決定について		
	第4号	農用地利用集積計画の案の決定について		

 3. 署名委員
 16 番 宮浦 伸一 委員

 18 番 髙田 勝則 委員

# 出欠調書

#### <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山﨑 博之	出席	17	松金 栄治	欠席
5	石川 俊浩	出席	18	髙田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	髙橋 国宏	出席
7	河瀨 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	欠席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

#### 出席委員 24 名 欠席委員 2 名

### <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	今井 祐一	出席
農地係主査	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事 務 局 長

ご起立願います。礼。ご着席ください。

議 長

ただいまより、第18回帯広市農業委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。

事務局長

報告いたします。

本日の出席委員は24名でございます。議席番号17番 松金委員、同じく21番 石井委員につきましては欠席の申し出がございました。

本日の議事につきましては、報告が6件、議案が4件、その他が1件でございます。 (配布資料の確認)

報告は以上でございます。

議長

次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。

本日の議事録署名委員には、16番 宮浦委員、18番 髙田委員を指名 いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告案件に入ります。

報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。

農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。

(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委員)

長

(なし)

議長

議

事務局(逢坂課長)

特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。

次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号 「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。 まず、10月分の調査結果について、濱野調査委員長より報告をお願いします。

濱野調査委員長

10月25日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番41から46の6件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号農地利用状況調査についてですが、第11回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。清川町1,260ha、美栄町1,410ha、岩内町662ha合わせて3,332haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無くいずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。以上で、10月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、11月分の調査結果について、野原調査委員長よりお願いいたします。

野原調査委員長 11月10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番47から52の6件について 現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 次に、農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番8について現地調査 したところ、工事が完了していることを確認いたしました。 つづきまして、報告第3号農地利用状況調査についてですが、第12回目の調査を、 現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。幸福町839ha、中島町706ha 合せて1,545haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題 のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、11月分の報告を終わります。 ありがとうございました。 議 튽 以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。 (委員) (なし) 特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。 長 議 次に、報告第4号「市街化区域内の農地法第4条に係る農地転用届出について」 事務局より説明願います。 農地法第4条第1項第7号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理 事務局(逢坂課長) したので、次のとおり報告します。 (報告第4号、附番1の市街化区域内の農地転用1件について朗読・説明) 既存社屋敷地の地目変更を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 議 長 (委員) (なし) 特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。 議 튽 次に、報告第5号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、 事務局より説明願います。 農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。 事務局(逢坂課長) (報告第5号、附番16から27の農地等賃貸借の合意解約12件について朗読・説明) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 長 議 (なし) (委員) 特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。 議 長 次に、報告第6号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立 について」、 事務局より説明願います。 事務局(逢坂課長) 帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名 について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。 (報告第6号、附番8から12のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる

議 長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。( 委 員 )(なし)

売買の成立5件について朗読・説明)

議

長

特に無いようですので、報告第6号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題と いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(森田主査)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第1号、附番26から40の相対による賃借権の設定1件、贈与による所有権 の移転2件、経営委譲に伴う使用貸借権の設定2件、売買(あっせん)による所有権 の移転5件、売買(相対)による所有権の移転5件について、調査書に基づき朗読・ 説明)

以上附番26から40までの15件につきましては、農地法第3条第2項の各号に 規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議 長 それでは、議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番31について、宮浦委員よりお願いいたします。

宮 浦 委 員

附番31番について、意見を申し上げます。事務局からの説明と重複いたしますが、借り主である法人は、貸し主が、自ら構成員となっている農地所有適格法人で、認定農業者です。またこれまでも、この農地は借り主により耕作されており、継続して当該農地を利用するものです。営農計画に変更はないため、これまで同様に全部利用要件や地域調和要件に関しては問題はないものと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。続いて附番36から40についてを一括して、 山崎委員よりお願いいたします。

山 崎 委 員

附番36番から40番までについて、意見を申し上げます。受け人はすべて、周辺で営農を行う認定農業者です。これらの農地は、渡し人が平成8年に離農したことにより受け人に貸付けられ、20年以上耕作された土地であります。農地の利用状況などから判断しますと、農地の全面的な利用や周辺農地への影響については問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出に ついて、意見を求めます。

(議案第2号、「1.農用地利用計画」附番12の農業用施設用地への用途変更1件、

および「2. 農地転用計画」附番12の農機具格納庫拡張のための農地転用1件に ついて調査書に基づき朗読・説明)

「1. 農用地利用計画」附番12および「2. 農地転用計画」附番12です。申請者は 現在、酪農経営を行っており、規模拡大のために大型機械の導入を進めていますが、既設 の農機具格納庫では全ての農機具等を収納することができず、一部を野外に置かなければ ならない状況となっていることから、格納庫の拡張を計画したものです。周辺農地や周辺 環境に影響は無いと思われますので、転用はやむを得ないものと考えます。

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農用地利用計画」の附番12および「2. 農地転用計画」の附番12を一括して 髙田委員よりお願いいたします。

それでは意見を申し上げます。申請者は、豊西町で酪農経営を行っており、経営規模 拡大のため大型機械の導入を進めてきましたが、既存の格納庫ではすべてを格納すること ができずに野外で保存している状況となっていることから、すべてを格納すべく農機具 格納庫の拡張を計画したものです。既設敷地内には建設する余地が無いことや、周辺農地 や周辺環境に影響がないと思われるので、農地を農業用施設に転用することはやむを 得ないものと考えます。

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する ご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

ご異議が無いようですので、当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答する ことといたします。

次に議案第3号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。

農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第3号、附番5の農機具格納庫の拡張および通路等造成のための農地転用1件 について調査書に基づき朗読・説明)

附番5につきましては、議案第2号でご説明した内容のとおりであり、また、農地法 第4条の各要件に合致していることを確認しております。

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番5について、髙田委員よりお願いいたします。

それでは意見を申し上げます。附番5については議案第2号で既に説明した内容の とおりであり、農業経営規模拡大に伴う観点から農機具格納庫拡張に伴う転用について は、やむを得ないものと考えます。

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(なし)

議 長

髙  $\blacksquare$ 委 員

議 튽

( 委 員 )

(なし)

議 長

事務局(今井係長)

議

長

髙 田 委 員

議

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 長 議 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 事務局(今井係長) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案に ついて決定を求めます。 (議案第4号、一般分 附番30から35までの賃借権の設定6件について調査書に 基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 (同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権 事務局(木原専門員) の移転、附番24の売渡1件、および利用権の移転、附番1の経営委譲に伴う権利移転 1件について、調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 これより議案の審議を行いますが、議案第4号の案件中、公社分 利用権移転 附番1 議 について、中村健一委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。 【中村委員退席】 長 それでは、公社分 利用権移転 附番1についての審議を行います。事務局からの説明 議 に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。 委 員 (なし) ) ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。 長 議 【中村委員着席】 議 長 引き続き一般分 附番30から35の6件および公社分 所有権移転 附番24の1件に ついての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定 することについてご異議ございませんか。 ( 委 員 ) (なし) ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。 議 長 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

続いて「その他」に入ります。

「平成29年度 帯広市農業委員視察研修の参加について」、

事務局より説明願います。

議

議

( 委 員 )

(「平成29年度 帯広市農業委員視察研修の参加について」の説明) 事務局(逢坂課長)

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。 長

長 特に無いようですので、これで終わります。

(なし)

他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

( 委 員 )	(なし)
議 長	(特に無いようですので、) 以上で「その他」を終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局長	ご起立願います。お疲れさまでした。